

平成 21 年

# 宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成21年 2 月18日 開会

平成21年 2 月25日 閉会

宝達志水町議会

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第1号 平成21年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第2号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成21年度宝達志水町老人保健特別会計予算
- 議案第4号 平成21年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第5号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第6号 平成21年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第7号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第8号 平成21年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第9号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第10号 平成21年度国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第11号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第12号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第13号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成20年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第17号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 宝達志水町公共施設統廃合検討委員会設置条例を廃止する条例について
- 議案第23号 宝達志水町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について

- 議案第24号 宝達志水町巡回バス運行事業に関する条例を廃止する条例について
- 議案第25号 宝達志水町JR乗車券類購入基金条例を廃止する条例について
- 議案第26号 宝達志水町共同福祉施設条例を廃止する条例について
- 議案第27号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 宝達志水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 議案第29号 宝達志水町長寿祝金条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 町道路線の廃止について
- 議案第32号 町道路線の廃止について
- 議案第33号 町道路線の認定について
- 議案第34号 町道路線の認定について
- 議案第35号 町道路線の認定について
- 議案第36号 町道路線の認定について
- 議案第37号 町道路線の認定について
- 議案第38号 町道路線の認定について
- 議案第39号 町道路線の認定について
- 請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願

平成21年 2月18日（水曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎	14 番	近 岡 義 治

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	太 田 永 作
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三 代 治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	高 下 良 博
学校教育課長	松 田 正 晴
生涯学習課長	源 大 恵
会 計 課 長	中 村 清 康
志雄病院事務局長	米 谷 勇 喜

## 議事日程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般の報告  |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 平成21年度宝達志水町一般会計予算                    |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算              |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 平成21年度宝達志水町老人保健特別会計予算                |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 平成21年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算             |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 平成21年度宝達志水町介護保険特別会計予算                |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 平成21年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算         |
| 日程第10 | 議案第 7 号 平成21年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算           |
| 日程第11 | 議案第 8 号 平成21年度宝達志水町水道事業会計予算                  |
| 日程第12 | 議案第 9 号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計予算                 |
| 日程第13 | 議案第10号 平成21年度国民健康保険志雄病院事業会計予算                |
| 日程第14 | 議案第11号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第 7 号）            |
| 日程第15 | 議案第12号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）      |
| 日程第16 | 議案第13号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）     |
| 日程第17 | 議案第14号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）        |
| 日程第18 | 議案第15号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第19 | 議案第16号 平成20年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第 1 号）          |
| 日程第20 | 議案第17号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第 3 号）         |
| 日程第21 | 議案第18号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第 3 号）       |
| 日程第22 | 議案第19号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の              |

一部を改正する条例について

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第23 | 議案第20号 | 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について                 |
| 日程第24 | 議案第21号 | 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について                       |
| 日程第25 | 議案第22号 | 宝達志水町公共施設統廃合検討委員会設置条例を廃止する条例について                            |
| 日程第26 | 議案第23号 | 宝達志水町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について |
| 日程第27 | 議案第24号 | 宝達志水町巡回バス運行事業に関する条例を廃止する条例について                              |
| 日程第28 | 議案第25号 | 宝達志水町ＪＲ乗車券類購入基金条例を廃止する条例について                                |
| 日程第29 | 議案第26号 | 宝達志水町共同福祉施設条例を廃止する条例について                                    |
| 日程第30 | 議案第27号 | 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例について                                    |
| 日程第31 | 議案第28号 | 宝達志水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について                                  |
| 日程第32 | 議案第29号 | 宝達志水町長寿祝金条例の一部を改正する条例について                                   |
| 日程第33 | 議案第30号 | 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                                 |
| 日程第34 | 議案第31号 | 町道路線の廃止について   |
| 日程第35 | 議案第32号 | 町道路線の廃止について   |
| 日程第36 | 議案第33号 | 町道路線の認定について   |
| 日程第37 | 議案第34号 | 町道路線の認定について   |
| 日程第38 | 議案第35号 | 町道路線の認定について   |
| 日程第39 | 議案第36号 | 町道路線の認定について   |
| 日程第40 | 議案第37号 | 町道路線の認定について   |
| 日程第41 | 議案第38号 | 町道路線の認定について   |

- 日程第42 議案第39号 町道路線の認定について
- 日程第43 議案に対する質疑
- 日程第44 町政一般についての質問
- 日程第45 産業建設常任委員会委員長報告
- 日程第46 委員長報告に対する質疑
- 日程第47 討 論
- 日程第48 採 決
- 日程第49 議案の委員会付託

#### 開会・開議

議長（金田之治君） ただいまから平成21年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、12番 小島昌治君、10番 中川信夫君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から2月25日までの8日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本定例会の会期を本日から2月25日までの8日間とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。したがって、会期は本日から2月25日までの8日間に決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、町有地の払下げ依頼について及び宝達志水町立志雄中学校存続及び耐震化補強工事に関する陳情は、お手元に配付しておきましたから、御了承願います。



次に、監査委員から、定期監査報告及び平成20年11月分と12月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

#### 提出議案の上程・説明

議長（金田之治君） これより、本日提出のありました議案第1号 平成21年度宝達志水町一般会計予算から議案第39号 町道路線の認定についてまでを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日ここに、平成21年第1回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御応招を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、月日のたつのは早いもので、本町が合併してからもう4年がたとうといたしております。

私はこの4年間、町民の融和を第一義として、7つの公約のもと、町内の均衡ある発展を目指して各種施策に取り組んでまいりましたが、おかげをもちまして、皆様の御協力のもとで数多くの施策が実を結び、さらには、ここ二、三年のうちに必ず大輪の花を咲かすであろう、数多くの施策の種まきを終えることができましたのも、これまた皆様方の御支援のたまものと深く感謝申し上げる次第であります。

しかし、そんな中であって、私とともに新町のまちづくりに取り組んできた収入役が、事もあろうに収賄容疑で逮捕されるという、まことに信じがたい不祥事が発生したことは、本当に残念なことであり、これまたまことに遺憾のきわみであります。

そこで、私は任命権者として、この責任をきちんととるとともに、本町のさらなる発展を目指すためにも、ここに人心を一新する必要があるとの考えから、4月2日の任期満了をもって、本職を辞することといたしました。

今ここに、この4年間に取り組んでまいりました数々の施策について顧みますと、まず第1に、産業振興面において、地場産業の支援はもとより、若者の定住促進と雇用拡大を

図るためにと、企業誘致に積極的に取り組んできた結果、グリーンパワーいしかわとNTN宝達志水製作所の2社を誘致することができました。

この2つの企業は、今日の社会において非常に関心が高い、自然環境エネルギーに関連した企業であるところから、今後の成長が大いに期待できる会社であります。特に、NTN宝達志水製作所につきましては、本年10月に総投資額80億、従業員総数100人という、能登地方では近年まれに見る大きな規模での操業開始を予定しており、これまた順調に進んでいると伺っております。この大型投資と雇用は、本町の脆弱な財政基盤の強化につながるものと、大きな期待をしているところであります。

次に、教育環境整備の面におきましては、次代の宝達志水町を担う子供たちの教育環境、子育て環境を安全・安心で快適なものにするためにと、志雄小学校の校舎棟及び体育館の耐震補強工事を初め、樋川、相見、押水第一、宝達の各小学校においても体育館の耐震補強工事を行い、小学校施設のすべての耐震補強工事を完了いたしました。

また、学童期における心身の健やかな発達には、食育が大切であるとの観点から、志雄小学校、相見小学校において食堂棟の整備に取り組んできたところであります。

本年度も押水第一小学校において、食堂棟を整備すべく取り組んでおり、3月下旬には完成の予定となっております。

さらに、保育所整備につきましても、旧押水町時代から懸案事項となっております相見保育所について、既に本年度において用地を取得いたしているところから、新年度予算はあくまでも骨格予算であるにもかかわらず、この事業に限っては、当初予算として計上させていただいたところであります。

次に、下水道の整備につきましても、町内で最も整備がおくれておりました樋川地区の事業促進や、山間部における放送と通信環境の向上を目指し、光ファイバーケーブル網を整備するとともに、ケーブルテレビによる行政情報を初め、学校や保育所などの行事、あるいは各地域のイベントなど、職員と町民による自主製作番組を提供しているところであります。

このように、この4年間は新町の基礎づくりに取り組んだ4年間でありましたが、一方で国の進める地方分権の推進、いわゆる三位一体の改革に伴う地方交付税の大幅な削減により、町の財政は非常に厳しい状態となりました。

そこで、平成の大合併から数年たった現在、全国町村会では、平成の大合併の光と影について、きちんとした検証が必要であり、また、検証結果に基づき、国の責任において、

地方再生に向けた対策をとるべきだと強く申し入れたところであります。

しかし、我々といたしましても、この国における対策を、単に座して待つばかりではなく、過去の町村合併において、先人が新町の発展のために努力してきたように、我々もまた次代を担う子供たちのために努力することが求められております。

人口も少なく、財政面でも決して豊かでない本町であります。豊かな自然、地域を愛する心をもって、今後の宝達志水町の発展に向けて町民が力を合わせれば、きっと輝く町になると信じております。

私は、この4年間、その持てる力を十二分に発揮し、誠心誠意、職務を遂行してまいりましたが、この間に賜りました、議員各位を初めとする町民の皆さん方の多大なる御支援と御協力に対し、この場をおかりし、心からお礼申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

さて、本年は、比較的穏やかな冬でありましたが、去る1月25日には能登地方を中心に大雪が降りました。

しかし、幸いなことに、この大雪も一時的なものであったことから、大きな被害もなく、その後の除雪も混乱なく行うことができました。暦の上ではもう春でございますが、引き続き気象情報に注意を払い、町民の皆様生活に支障がないよう、万全な除雪体制を整えたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

続いて、昨今の社会情勢についてであります。昨年秋から世界的な金融危機による、深刻な世界同時不況の進行を受け、国内の主要企業の経営状況は急速に悪化しているところから、今後の経済については、さらに厳しくなると予想されます。

そこで、国では景気対策の一つとして、今通常国会において、定額給付金や中小企業の資金繰り対策などを盛り込んだ、平成20年度第2次補正予算を提出するとともに、平成21年度当初予算の早期成立を図り、これら2つの予算が一体となった切れ目のない執行により、実効性ある景気対策を講じようといったしております。

そんな中であって、本町の平成21年度予算につきましては、私が年度当初において退任することから、主として義務的経費、經常経費、継続事業のみの計上にて編成し、新年度における新規事業等の政策的経費につきましては、相見保育所の改築整備費など、ごく一部の計上にとどめるといった骨格予算として編成をいたしたところであります。

もちろん、町民生活の安全・安心の確保のための事業や、大型事業で継続して実施しなければならないものなど、真に必要な政策につきましては十分に配慮して編成し、また、行

財政改革大綱や公共施設統廃合推進計画といった方針にも、十分配慮したところであります。

このように、現時点において、できる限りの工夫をしながら予算編成に取り組んだ結果、平成21年度の当初予算の規模につきましては、一般会計でその総額を65億4,800万円と定め、6つの特別会計及び3つの事業会計を含む全体で131億3,301万8,000円と定めたところであります。

なお、一般会計の詳細な説明は、今ほど述べさせていただきましたように、本予算は町民の生活に直結した、真に必要な経費のみを計上した骨格予算であるところから、今回は説明を省略させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ただし、相見保育所の整備事業費につきましては、先ほども申しあげましたように、旧町時代からの懸案事項であり、また、本年度において、事業推進に向けて最大の難関であります用地取得を無事終えたことから、これが早期完成を目指すために、設計監理費と工事費を計上させていただいたところであります。

また、来る6月議会において、新執行者が自分の信念に基づき編成されるであろう、補正予算の財源につきましては、決して十分な額とは言えないながらも、確保してあることもあわせて報告させていただきます。

次に、特別会計について、それぞれの概要を説明いたします。

まず初めに、国民健康保険特別会計では、被保険者数を3,283人に、世帯数を1,907戸と見込むとともに、医療費適正化対策として、レセプト点検の充実、内臓脂肪症候群に視点を当てた、特定健診及び特定保健指導の実施率向上にも積極的に取り組み、国民健康保険事業の安定的運営に要する経費を計上いたしております。

次に、老人保健特別会計では、老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行して2年目となるところから、精算見込みに基づく医療費を計上いたしております。

次に、後期高齢者医療特別会計では、老人保健制度にかわって後期高齢者医療制度が施行されて2年目となるところから、前年度の実績をもとに、被保険者数を2,400人と見込んで所要額を計上いたしております。

次に、介護保険特別会計では、平成21年度は、第4期介護保険事業計画の初年度に当たるところから、新たに、第1号被保険者数を4,150人と見込むとともに、高齢者が健康を保持し、生涯にわたって生きがいを持って暮らせるよう、介護サービスの充実や地域支援事業の推進を初め、生きがいや健康づくり等のさまざまな面から高齢者支援に取り組むた

めの所要額を計上いたしております。

次に、国民健康保険直営診療所特別会計では、地域に密着した診療所としての運営経費を計上いたしたものであります。

続いて、ケーブルテレビ事業特別会計では、自主放送のさくらチャンネルが放送開始から3年が経過しようとしているところから、新年度においては、これまでの放送番組の内容をさらに充実し、町民の皆様が親しまれるさくらチャンネルを目指すとともに、来る平成23年7月に予定されます、地上デジタル放送の開始に伴う対応として、ケーブルテレビへの加入に向けた啓発、相談会等を実施し、さらには、番組提供とあわせてインターネットサービス事業のPRに努めるなど、今後も住民サービスのさらなる向上のために必要となる経費について計上いたしております。

次に、水道事業会計では、平成21年度の業務予定量として、給水戸数を4,703戸、年間総給水量を132万8,000立方メートル、1日平均給水量を3,638立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、引き続き公共下水道工事に伴う老朽管の布設がえや、鉛製給水管の布設がえに鋭意取り組むことに加え、新たに町道の改良工事に伴う配水管の布設がえや志雄浄水場の1号ろ過機の更新工事に係る経費について計上するものであります。

次に、下水道事業会計では、下水道事業の業務予定量を、農業集落排水事業では、排水戸数870戸、年間総処理水量29万6,000立方メートルと見込み、公共下水道事業では、排水戸数を2,500戸、年間総処理水量82万2,000立方メートル、浄化槽事業を71戸、年間総処理水量1万8,250立方メートルと見込んだところであります。

また、これらの事業は、地方公営企業として独立採算制のもとで事業運営することになっているところから、利用率を高めるとともに、有収水量の増加等による使用料収入の確保を図ることなどにより、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険志雄病院事業会計では、業務の予定量を、病床数100床、年間入院患者数3万660人、年間外来患者数5万4,810人と見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、医療機械器具等の購入及び附帯施設整備事業に係る経費を計上するものであります。

全国的な医師不足や国の医療費抑制策など、医療を取り巻く情勢は厳しい中でありますが、本年度において国が示す公立病院改革ガイドラインに基づき、志雄病院改革プランを策定するとともに、新年度におきましては一層の経営健全化・効率化を推進するとともに、

課題であります医師の確保に努めるなど、継続的で良質な医療の提供に取り組むものであります。

以上が議案第1号から議案第10号までの、一般会計を初めとする6つの特別会計並びに3つの事業会計の平成21年度当初予算関係の説明であります。

次に、平成20年度補正予算関係について御説明いたします。

まず、議案第11号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,214万1,000円を減額し、総額を78億1,789万2,000円とするものであります。

繰越明許費のアスベスト含有量分析調査事業、定額給付金給付事業、老人福祉センター改修事業、子育て応援特別手当給付事業、宝達山頂施設整備事業及び道路整備事業につきましては、国の補正予算であります地域活性化・生活対策臨時交付金事業で対応することに伴い追加するものであり、また、県営事業負担金の広域営農団地農道整備負担金につきましては、設計変更のため、県営ほ場整備事業負担金につきましては、埋蔵文化財の調査のため、老朽ため池整備事業負担金につきましては、用地買収の相続手続のために、それぞれ不測の日数を要したことにより、年度内に終わらない見込みであることから、新たに予算として定めるものであります。

次に、地方債の補正につきましては、平成20年度対象事業費の調整と財源調整を図るため、所要額の更正を行うものであります。

歳入歳出予算の歳入にあつては、調定の実績及び事業費の確定などに伴う特定財源の更正が主なものであります。

次に、歳出予算の補正内容は、人件費を初め、事業の実績により精算するのが主な内容であります。

続きまして、新たに追加して計上いたします主な項目を、順次御説明いたします。

まず、総務費におきましては、前年度の剰余金の一部を財政調整基金に積み立てる経費、土地開発公社が保有する供用済み用地の購入に要する経費、定額給付金の給付に要する経費を追加計上するものであります。

次に、民生費につきましては、老人福祉センター宝寿荘の改修に要する経費と、障害者自立支援給付事業費として、対象者の増加による所要の経費、子育て応援特別手当給付事業費として、給付に要する経費を追加するものであります。

次に、衛生費におきましては、上水道老朽管更新事業費の追加に伴う出資金について追加計上するものであります。

次に、農林水産業費におきましては、県営事業に係る負担金について追加計上するものであります。

次に、商工費におきましては、宝達山頂展望台の解体に要する経費、山の龍宮城のデッキ修繕に要する経費を追加するものであります。

次に、土木費におきましては、先月25日の大雪による除雪に要する経費、町内の生活道路の改良、修繕に要する経費を追加するものであります。

最後に、教育費におきましては、小中学校の施設について、早急に修繕を要するための経費を追加し、あわせて志雄運動公園野球場の改修に要する経費を追加するものであります。

次に、議案第12号 平成20年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万円を追加し、16億8,562万円とするものであります。

歳出では、保険給付費におきまして財源の組み替えを行い、後期高齢者支援金等及び老人保健拠出金におきまして、事業の確定による所要額を追加並びに減額するとともに、基金積立金において、基金の運用利子を国民健康保険基金へ積み立てるべく所要額を追加するものであります。

歳入では、国民健康保険税、療養給付費交付金、前期高齢者交付金におきまして財源組み替えのほか、預金利子を充てるものであります。

次に、議案第13号 平成20年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ103万円を増額し、1億7,427万6,000円とするものであります。

歳出では、平成21年度の保険料軽減対策に係る電算システムの追加改修に要する経費、制度改正に伴うダイレクトメール送付に係る経費を追加するものであります。

歳入では、国庫支出金及び後期高齢者医療広域連合からの負担金を充てるものであります。

次に、議案第14号 平成20年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）につい

てであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、13億4,642万5,000円とするものであります。

歳出では、職員人件費におきまして、見込みによる所要額を、総務費におきましては、介護報酬改定に伴うシステム改修に要する経費を追加するほか、保険給付費におきましては、財源の組み替えを行い、基金積立金におきましては、基金の運用利子を介護給付費準備基金へ積み立てるべく所要額を追加するものであります。

歳入では、保険料、国庫支出金、県支出金におきまして財源組み替えを行うほか、一般会計繰入金、預金利子を充てるものであります。

次に、議案第15号 平成20年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万7,000円を減額し、5,965万7,000円とするものであります。

歳出では、決算見込みにより職員給等を減額し、歳入では、繰入金を減額するものであります。

次に、議案第16号 平成20年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

まず、収益的支出では、水道事業費用のうち、営業費用において、昨年4月の定期人事異動に伴う職員給与費を576万円減額するものであります。

次に、資本的収入では、公共下水道工事に伴う石綿セメント管更新工事の事業量が増加したことにより、出資金において一般会計からの水道事業会計繰出金を220万円追加するものであります。

次に、議案第17号 平成20年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、事業精算見込みにより、収益的収入で5億9,706万7,000円、収益的支出は、6億6,818万3,000円、また、資本的支出を11億2,178万3,000円としたものであります。

次に、議案第18号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、事業精算見込みにより、収益的収入及び収益的支出にそれぞれ3,629万5,000円を追加し、総額を11億6,597万1,000円とするものであります。



収益的収入では、医業収益及び医業外収益の追加、また、収益的支出では、医業費用において給与費及び材料費を追加する一方で、経費の減額を行っております。

次に、議案第19号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第20号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを、一括して御説明申し上げます。

本条例につきましては、現在、私を初めとする常勤の特別職及び教育長の期末手当について、それぞれ減額しているところでありますが、私がこの任期をもって職を辞すことから、これら減額規定を廃止したいとするものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本条例につきましては、町の厳しい財政状況を考慮し、平成19年度から2年間にわたり、一般職の職員の給料を3%削減して支給しているところでありますが、財政状況は依然として厳しいことから、さらに1年間、この減額措置を継続するものであります。

次に、議案第22号 宝達志水町公共施設統廃合検討委員会設置条例を廃止する条例についてであります。本条例につきましては、行財政改革大綱の趣旨にのっとり、平成19年度に町有施設の統廃合の推進について委員会を設け、検討していただいたところでありますが、既に各施設の統廃合についての答申を終えているところから、これが設置条例を廃止するものであります。

次に、議案第23号 宝達志水町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例についてであります。本条例につきましては、地域経済の発展の要因となる企業立地を促進するため、本町では中央部を南北に走る広域農道以西の地域において、事業者の企業立地計画について県が承認した場合、企業の土地及び家屋に対する固定資産税を3年間免除するものであります。

次に、議案第24号 宝達志水町巡回バス運行事業に関する条例を廃止する条例についてであります。この巡回バスにつきましては、利用客が年々減少しており、4路線の1便当たりの平均利用者数は0.1人から0.6人と、極めて少ない状態であります。

このようなことから、行財政改革の趣旨にのっとり、さきに廃止の議決をいただいたかほく市営バスと同様に、本年3月をもって運行路線を廃止するものであります。

次に、議案第25号 宝達志水町JR乗車券類購入基金条例を廃止する条例についてであります。本条例につきましては、公共施設統廃合推進計画に基づき、昨年7月1日から

J R 敷浪駅を無人化したことに伴い、乗車券の窓口販売が不要となったことから、当該購入基金を廃止するものであります。

次に、議案第26号 宝達志水町共同福祉施設条例を廃止する条例についてであります。本条例につきましては、公共施設統廃合推進計画に基づき、従来、当施設で行っていた身体障害者の機能回復訓練や入浴サービスの機能をアステラス並びに宝寿荘に集約することにし、昨年7月に白虎山センターを閉館したことから、当該施設条例を廃止するものであります。

次に、議案第27号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本条例につきましては、地球温暖化防止の観点から、これまで一部無料配布しておりました可燃ごみ専用袋を全量有料とし、一般家庭から排出される可燃ごみの減量化とごみの排出量に応じた公平な負担、また、分別排出による再資源化の促進を図ろうとするものであります。

今回の改正による影響額につきましては、平成19年度のごみの排出量から推計しますと、1人当たり年間で約250円の負担増となる見通しであります。町民の皆さん方の御理解と御協力をお願いするものであります。

次に、議案第28号 宝達志水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてであります。本条例につきましては、介護従事者の待遇改善のために行われる平成21年度の介護報酬の改定に伴い、介護保険料の上昇が見込まれるところから、これを緩和するため、国から2年間にわたって交付される交付金を一たん積み立てる基金を設けるものであります。

なお、交付金の額は、約1,100万円となる見込みであります。

次に、議案第29号 宝達志水町長寿祝金条例の一部を改正する条例についてであります。本条例につきましては、行財政改革の一環として、長寿祝金の額を近隣市町の状況を踏まえて見直しを行い、これまでの10万円を5万円に改めるものであります。

次に、議案第30号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本条例につきましては、さきの12月定例会におきまして改正しました出産育児一時金は、産科医療補償制度への加入の有無を問わず支給する内容でありましたが、制度に加入する分娩機関とそうでない機関との不均衡を是正するため、加入の状況に応じて支給するものに改めるものであります。

次に、議案第31号から議案第39号につきましては、町道路線の廃止及び認定についてであります。これらの案件は、既定路線の延長に伴う廃止が2路線、また、新たに認定す

る必要のあるものが7路線であり、それぞれ道路法の規定により議会の議決をお願いするものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

## 質 疑

議長（金田之治君） ここで、議案第1号から議案第39号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 2点質疑いたします。

まず、1点目は、議案第30号 国保条例の改正案についてです。

これは恐らく福祉課長にですね。ここにこの改正理由で、38万円が35万円になるんですけども、医療補償制度に加入していない分娩機関で分娩された場合、今決めていたのは38万円が35万円になるということですよ。これは、実は町内の何人かの方、分娩予定のある方に、あなたが分娩しようとしているところが、産科医療補償制度に加入している機関ですかどうですかというのを聞いて回りました。だれも知りません、それ。

ここに改正理由として、産科医療補償制度に加入しているところと、加入していないところの支給費の不均衡が生じると言いますけれども、分娩される人にとっては別に不均衡じゃないんです、知らなかったんですから。ですから、医療補償制度に加入しようとしてまいと、せめて出産育児一時金を同額支給すべきじゃないかなというふうな思いがあるんですけども、この理由は何で、だれの立場に立った理由なのか教えてください。私は、分娩される人の立場に立ったら、それは同額でいいと思っているんですけども、これはだれの立場なのか理由を教えてください。

議長（金田之治君） 小島議員さん、質疑の途中でありますけれども、議事進行の運営のため、暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

午前11時11分再開

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き質疑を続けます。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 質疑の第2点目は、議案第8号、9号についてです。

町長の提案理由説明で、地方公営企業としての独立採算制で事業運営するということ、そして基盤安定の強化を図ってほしいということをおっしゃられますけれども、では、上下水道課の行う事業で交付税で来ている金額があると思います。上下水道課としては、町の一般会計のほうにどれだけの交付税が来ているはずだと。だからこれだけくださいというふうに言っているのか。それと同時に、実際に町の一般会計からはどれだけ来ているのか。この要求額と実態、ここを教えてください。

2つです。

議長（金田之治君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 小島議員の質疑の中で、国民健康保険条例のことにつきまして今言われましたけれども、今、現行といたしましては、12月議会におきましては、一応私どものほうといたしまして38万円ということで議決をいただいております。その中におきまして、今現在、石川県の中におきましては、この間も説明いたしましたが、産科医療補償制度に加入している医療機関がすべてであるというようなことから、38万円というふうにいたしましたわけですが、今回改めてこの要綱を見ましたら、出産育児一時金といたしましては35万円、それに対しまして産科医療補償制度に加入している医院につきましては、3万円を上限といたしまして補償する制度というふうになっております。そのものをもう一度、再度こういう形をお願いしたいということで、今回提案をさせていただきましたので、御了承をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（金田之治君） 上下水道課長 高下良博君。

〔上下水道課長 高下良博君 登壇〕

上下水道課長（高下良博君） ただいまの小島議員の質問についてお答えいたします。

一般会計の繰り入れ基準に基づいて算出しておるわけですが、実際の繰り入れ額につきましては、財政担当課と協議しながら進めているところでございます。

なお、詳細につきましては、資料を作成した上で、委員会等において御説明したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上です。

議長（金田之治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） これいつものとおりでいきますと、それぞれの委員会で審議して、委員会で資料をもらうんです。上下水道課ですと産業建設常任委員会になるんです。私は総務常任委員会ですから、それを知ることが、無理したらできるでしょうけれども、知ることができないというのが前提ですよ。ですから、もしわかればここでちょっと答えていただけませんか。

議長（金田之治君） 上下水道課長 高下良博君。

〔上下水道課長 高下良博君 登壇〕

上下水道課長（高下良博君） 今の再質問についてでございますけれども、今データのなものを持ち合わせておりませんので、できれば小島議員においても資料を提出して御説明申し上げたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

12番（小島昌治君） わかりました。

議長（金田之治君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

#### 一般質問

議長（金田之治君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

2番 柴田 捷君。

〔2番 柴田 捷君 登壇〕

2番（柴田 捷君） 第1回定例会の一般質問を行うに当たり、今年4月2日に退任をされます中野町長に所信をお聞きできるのが、今定例会が最後だと思いますと、まことに寂しい限りと言わざるを得ません。一昨年からは議員として公私にわたり、御指導、御鞭撻をいただいてまいりましたことに、心からお礼を申し上げ、一般質問に立たせていただきます。

まず、景気がどんどん悪くなる中で、住民の不安に対処するため、住民への生活支援と地域の経済対策になるとして、国の第2次補正予算に盛り込まれた定額給付金についてお尋ねをいたします。

本町における定額給付金事業につきましては、今定例会において提案された平成20年度一般会計補正予算に、給付金2億4,000万円と事務費300万円を合わせ、2億4,300万円が盛り込まれております。給付対象は、今年2月1日に住民基本台帳に記載されている者と、外国人原票に登録されている者で、給付額は1人につき1万2,000円、65歳以上及び18歳以下の者については、1人につき2万円を受け取ることができる事業であります。

今、県内の市や町では、この定額給付金を何とか地元で使い、地元の活性化につなげるような仕組みができないかと、あの手この手と対策を考えているようであります。本町におきましても、景気が冷え込む中であって、この事業が少しでも町民を、そして地元の活性化につながればと願う一人であります。

このような状況のもと、他の市や町の取り組みをどのようにとらえられておいでなのでしょう。本町においても、何らかの対策を検討されたのでしょうか。検討結果についてどうであったのかをお尋ねいたしたいと思います。

次に、生まれ育ったふるさとを離れ、都会で所得税が納められるようになった自分を育て、はぐくんでくれたふるさとや、何らかのかかわりがあり、ふるさとを大切にしたい、少しでも応援したいとして、昨年5月にスタートいたしましたふるさと納税についてお尋ねいたします。

話は少し以前の話になりますが、昨年9月に、新聞に県内の寄附金額について記事が載っておりました。当宝達志水町のほか、幾つかの町で寄附金ゼロとの報道がなされておりました。あれから半年近く経過し、状況は変わっていると思いますが、現時点で本町にお寄せいただいている寄附金の件数と総額はどのようになっていますでしょうか。

また、県内自治体ごとの実績はどのぐらいになっているのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

この制度がスタートして約1年になりますが、これまでの本町での取り組み状況と、今後どのように取り組もうとしているのかをお聞きしたいと思います。

次に、寄附金の使い道については、寄附される方の意見を聞いている市や町もあるようですが、当町の使い道について、具体的な事業等があればお聞かせ願いたいと思います。

また、寄附金を募るために、あるいは寄附金へのお礼として、地域の特産品を記念品と

して贈呈することを考えている市や町もあるようであります。協力いただいた方々に対するお礼には、いろいろな方法が考えられますが、本町ではどのようにしようとなされているのか、お礼についての考え方もあわせてお尋ねし、私の一般質問を終わります。

議長（金田之治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 2番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

定額給付金事業に関する質問でございました。100年に一度と言われる経済不況を受けて、家計が大変緊急的に逼迫しているということで、このような支援策がとられたものだと、質問の内容のとおりでございます。

あわせて、私どもは、やはりこの給付金制度につきましては、住民に広く給付することにより消費をふやし、景気を下支えしている経済効果を期待しているわけでございますので、これ使っていただかなければ意味はないわけです。それもまた地域で使っていただいて、初めて地域の経済の活性化が生まれるわけですので、本町においても、速やかにこの事業実施に向けて、定額給付金とその給付に要する事務経費については、今定例会で補正予算として計上させていただいているところでございます。

また、質問のとおり、この給付金をいかにして地元を使うかということも、町もやはりこれをそういった方面の関係機関と協力しなければいけないと。できることなら商工会との協力の中で、この町のそれぞれの企業、あるいはまた営業されている商店等で使えるような方法を講じていかなければいけないということで、担当も商工会とも十分話してきていると思います。やっているはずです。

また、皆さん御承知のとおり、我が町に現在、商工会は2つございまして、今年4月1日が合併予定でございますので、商工会も何かと事務煩雑だということで、若干この話も、他の町村に比べて進捗状況がおそいようになっておりますけれども、現在、町内の消費拡大に向けて、商工会と密接に担当課が話をしておりますので、これらの詳細につきましては担当の課長のほうから御説明申し上げますので、御理解賜りたいと思います。

また、2点目のふるさと納税の実績等についてでございますが、これも残念ながら指摘のとおり、我が町においては、現在のところ1件でございますが、5万円という実績でございます。

私どもも、ふるさと納税制度につきましては、各方面へ出かけながら十分にPRをしているわけでございます。私も直接、関東県人会、あるいはまたそういった会合には必ず出

席しながら、ふるさと納税のPRもしておりますし、また、我が町の出身者でそれぞれ関東あるいは関西、中部で組織をつくっていただけないかということで、私も副町長もあわせて昨年からは毎年、それぞれの立場で出席し、そういった納税制度を十分に理解していただき、また、我が町へ目を向けていただけるような環境づくりには十分努めているわけですが、いかなせんお金の問題でございますので、やはり納税される方々の意思を促すことがまだ十分でないということで、これからは機会あるごとにそういった方面へ広報活動、あるいはまたインターネットを通じて発信していきたいと、こう考えております。

これらについても、所管の課長のほうから現在の取り組み、あるいはまた今後の取り組み、あるいはまたその使い道等につきまして、先ほど質問のあった県内の状況もあわせて御説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

議長（金田之治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） 2番 柴田議員の御質問にお答えいたします。

答弁について、町長と若干重複するところもありますが、御了承願ひたいと思ひます。

まず、定額給付金事業の趣旨、目的については、町長答弁のとおりでございます。なお、給付事業遂行につきましては、役場各課の協力のもと、できるだけ早い時期に実施したいと考えております。

また、お尋ねの県内の各自治体の取り組み状況でございますが、2月13日開催されました石川県町長会主催の意見交換会の協議事項の中で、県内9つの町のうち、6つの町がプレミアム商品券の発行を予定しているとの報告がございました。

そういう状況を踏まえて、当町における消費拡大につながる地元の活性化対策につきましては、財政難ですが、町の商工会と知恵を出し合いながら取り組みたいと考えております。先日も両商工会の事務局長が相談にまいりました。その中で、どういう形で実施をするかということも含めて協議をさせていただきましたので、まだ結果は出ておりませんが、御理解を賜りたいと思っております。

2点目の、ふるさと納税についての県内の自治体ごとの実績でございますが、寄附した方が特定されるという可能性があるなどの理由で、自治体ごとでは回答が得られませんでした。しかし、石川県全体で4,452万9,000円と伺っております。

次に、これまでと今後の取り組み状況についてですが、平成20年、昨年ですが6月議会



での説明に始まり、7月号の広報宝達志水でも掲載し、加えて、町外の広報紙愛読者にPRのチラシと寄附金申出書を同封し、お願いをしてきました。

さらに、さくらチャンネルでは、平成20年7月から今月までの112日間で、合計900回余り放映させていただきました。現在でも放映しております。また、町内の公共施設には町民向けにポスターを張ったり、全職員にもお知らせをしたところでございます。

加えて、宝達志水町のホームページにも平成20年5月27日から掲載し、PRに努めてきました。今後も、これまでの取り組みに加えまして、町外在住で町にゆかりのある人などに積極的に働きかけたいと考えております。

次に、寄附金の使い道につきましては、町長の答弁にもあったとおり、実績が現在1件しかないため、具体的事業は考えておりません。まずは、いかにして一人でも多くの方に寄附をしていただくよう、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

なお、この方のお礼につきましては、礼状は言うまでもなく、感謝状を贈呈しております。

それと、寄附金を募る手段といたしましては、柴田議員御指摘のとおり、地域の特産品の贈呈等も考えられますが、それも視野に入れて広く意見を拝聴しながら考えたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（金田之治君） 次に、12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、以下3点にわたり質問いたします。

まず、町民の雇用問題についてであります。

アメリカ発の金融危機が起こり、日本が発祥の地のアメリカよりも大きな被害を受けています。株価も下がり、円高が進んでいることでもあります。多くの派遣、請負労働者が突然首切りや雇い止めにされ、中小業者は仕事がない、大幅な売り上げの減少、資金繰りが苦しいなど、庶民が悲惨な目に遭っているのは周知の事実であります。

アメリカ発の金融危機とは、アメリカ式のカジノ経済、ばくち経済が破綻したことです。が、ばくち経済に何の責任もない庶民が、どうしてこのような目に遭わされなければならないのでしょうか。それは生産や雇用、所得、消費などの実体経済が、カジノ資本主義に深く侵食されていて、大企業や大銀行がそこでの損失と犠牲を庶民に押しつけているからであります。そして、自民党・公明党政権が庶民でなく、この大企業や大銀行を応援する

政治を行っているからであります。

つまり、この不況の深刻さは決して自然現象などではなく、また、やむを得ないことでもありません。自民党・公明党政治によってつくられた不況そのものなのであります。国民には何の責任もないわけですから、大失業と大倒産という被害を受けるいわれはありません。原油や穀物の異常高騰もそうですが、まともな経済活動が原因ではないわけですから、政治の論理で、政治の責任で被害を防がなければなりません。

特に、2009年問題と言われる派遣労働者の大量雇い止め問題に、国だけでなく県や町の行政や議会が対処しなければならないと思っています。それは、来月3月には公式には十数万人、マスコミなどは四十数万人を超える失業者が新たに創出されると言われる事態に緊急に対処しなければならないと思うからであります。

さて、日本全体の不況・雇用対策は国会に譲るとして、宝達志水町議会や行政はせめて旧町時代も含め、税制面などでの優遇を行った町誘致企業に対しては、町民の雇用と生活を守る立場から、積極的に言うことは言わなければならない、そう思います。そのために数点お聞きします。

まず、旧町時代も含め、町が県や国と協力して企業立地促進条例に基づいて誘致した企業数はどれだけか。

次に、企業立地促進条例を持つ市町村に進出する企業は、その市町村に投下した資本額などにより、市町村だけでなく、国や県からも法律により優遇制度が設けられています。その根拠となる国の法律は、半島促進法だと思いますが、この半島振興実施地域に指定される要件を教えてください。

次に、労働者を解雇できる企業側の条件について、労働諸法に基づき教えてください。

次に、新聞紙上などで、町の誘致企業が労働者を解雇する計画を発表し、既に解雇した状況も見受けられます。ただ、法律や条例を意識する企業は、解雇という形をとらなくて自主退職という形に持っていつていると思わざるを得ません。自主退職にすると、失業保険は2カ月間適用されません。退職した労働者が失業手当の申請をして初めて気づくことでもあります。実際にそういう相談が私のところにありました。条例や法律を意識して、解雇という形だけは避けることを意識していると思えてなりません。これは、実態として半島振興法だけでなく、町企業立地促進条例6条の違反と言えるのではないのでしょうか。こういう場合は、優遇措置の返却等も含め検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、次に、町誘致企業には、労働者に自主退職を迫ったり解雇するときには、町に経

営状況のわかる必要書類を提出し、町の審査と許可を求めるのが法律や条例の精神だと私は考えます。ここまで町が踏み込まないと、町民の雇用や生活を守ることはできない、そう思っています。町はここまでできますか。町長にお聞きします。

この問題の最後に、雇用や労働問題での相談窓口を早急に開設する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、学校教育課に、中学校建設のスタンスについてお聞きいたします。

押水中学校、志雄中学校ともに、地震にどれだけ耐えることができるかという耐震診断の非常に悪い結果が示されて数年たちます。また、日本は今地震の活動期だと町は認識されてからも1年もたちます。ところが、どちらの中学校も耐震補強がされずにきています。どうしてなのでしょう。学校教育課長にお聞きします。

町教育委員会と町行政の地震に対する認識が違うのかと思わざるを得ない実態であります。私たち日本共産党宝達志水町委員会が行った中学校建設に対する調査では、早く安全な中学校にしてほしいという意見を超えて、無理に中学校統合を押しつけないでほしいという意見が非常に多く寄せられ、驚いております。これは、本日議会に提出された諸般の報告の中で、子浦区から陳情として出されている中身と一致しております。学校教育課や町教育委員会は、町民意見の集約をどう考えておられるか教えてください。

私たちの調査の結果から導き出される中学校建設の私たちの提案は、第1に、両中学校の耐震補強をすぐに行うこと。今回の国の予算に、学校の耐震補強が厚く計上されていますから、すぐに行うことです。第2に、どういう中学校建設をするのか。統合にするのか、それともこれまでどおりの2校方式で行うのかの町民の議論の組織を、さまざまな資料も提供しながら集落単位、PTAの末端の単位まで行政が行い、意見を交流させることです。

私たちが行った、町民意見から導き出される現状は、中学校統合ができるような状態にないというのが結論であります。その責任は、多くの町民の意見の交流の場の提供に力を尽くしてこなかった教育委員会にあるのではありませんか。

そして、その原因は、町の財政事情が悪いから統合で1校しか学校を建てられないという結論をもって、この大切な問題に対処してきたからではありませんか。旧2町が本当の意味で宝達志水町になっていくチャンスとして、中学校建設という大事な問題をとらえ損ねているのではないのでしょうか。中野町長が4年間、第一義として位置づけてこられた町民の融和が、ここに生かされようとしてこなかったのではないのでしょうか。そこでお聞きしますが、なぜ町民は、町の財政上の都合で統合を押しつけられるということを受け入れ

られないのか御存じでしょうか。

次に、今後中学校建設に向けて、耐震補強を優先し、中学校のあり方を決める町民合意を築く考えがとおりかどうかをお聞きして、中学校建設の問題を終わります。

次に、町の開発許可事務についてお聞きします。

町の条例をおさめた例規集には、該当箇所がありませんが、平成19年11月30日施行の都市計画法では、公共機関が行う開発行為は許可制になったという認識ですが、いかがでしょうか。町では、開発行為は宝達志水町土地利用指導要綱で規定していると考えていいのでしょうか。

また、宝達志水町土地利用指導要綱の第4条の開発行為の了承の項では、開発行為にかかわる区長の意見を付することが条件として挙げられています。これは、開発の了承に区長の意見が重視されるということですか。

また、国の都市計画法の法の趣旨や整合性からいって、町が行う開発の場合でも、町の土地利用指導要綱のこの4条の区長の意見は、開発了承にとって重視されるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、以上から奉祖見霊園墓地横の町有地、いわゆる総合運動公園駐車場の開発には、地元区の同意、同時に区長の同意が決定的だと思いますが、いかがでしょうか。

以上。

議長（金田之治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 小島議員の質問にお答えいたします。

1点目の町誘致企業における雇用状況の変化について、町として把握しているかとの御質問でございますが、この件につきましては、当然のこととして把握いたしております。また、これらの質問の詳細な数字的なものにつきましては、担当課長から御説明をいたします。

そして、各企業における雇用状況の変化が、町の企業立地促進条例の第6条第1項に抵触すると考えているところから、奨励措置の取り消しや、あるいはまた返還を求める必要があるのではないかとこの質問についてであります。本条例の第6条第1項の規定は、詐欺その他不正な行為があった場合の条項であり、今回の件は本条項には該当しないと認識しております。

2点目の企業誘致、要するに誘致企業が不況等を理由に人員整理を行おうとするときに

は、町に対し、その理由等について文書で報告する必要がある、また、町として審査する必要があるのではないかと問いてございますが、この点につきましては、先ほども申し上げたとおり、企業から町に対し、文書等での報告があるものと考えております。

しかし、人員整理が必要となった理由等につきましては、町として審査するということにつきましては、いかに誘致した企業であろうとも、一企業に対して、町としてそのような権限がないということでありますので、できないと考えております。

また、雇用の確保に向けた相談窓口の開設についてであります。町では職のあっせんに関する情報もノウハウも有していないところから、町単独での相談窓口は開設していませんが、七尾、あるいはまた羽咋ハローワークにおいて相談を受け付けておりますので、活用願えればと町は考えております。

次に、中学校の建設についてであります。御質問の統合中学校整備計画につきましては、これまでも議会でたびたび答弁してきたように、これは社会教育委員議長、あるいはまた子ども育成会会長、中学校PTA会長、学校すなわち校長会会長、中学校長、あるいはまた区長会、あるいはまた町議会、教育委員会の代表者から成る中学校施設整備検討委員会や町内各種団体の代表や、公募委員から成る町公共施設統廃合検討委員会において、慎重に、十分に論議された結果、「本町の中学校は、最適な学級数を確保して整備することが最善であることから、1校に統合し新設する」との答申をいただいております。

ちなみに、きょう現在の平成20年度、年度ですから3月までに生まれる子供の数は、80名を切るんじゃないかと聞いております。そういう状況でございますので、この答申も一理あると私は考えております。そして、この答申をもとに、平成19年12月に町公共施設統廃合推進計画を策定し、現在に至っております。この計画につきましては、町広報を通じて町民の方々に広く周知したところであります。

これらの審議の経過において、新町における中学校の整備方針として、耐震補強ではなく、統合中学校の建設を推進するとの結論に達した理由につきましては、後ほど教育長並びに所管課長から詳しく説明申し上げますが、1つには、やはり1学年のクラスを増加させることにより、教育環境の充実を図っていくという考えもあるわけでございます。

また、2つ目には、さきに実施した中学校施設の耐震診断において、志雄中学校の校舎と、そして押水中学校の体育館の老朽化が著しく、これら2つの施設については、耐震補強を行うに値しない施設であると診断されておる、こういった点から踏まえて、これまで統合中学校の早期建設という整備方針を変更し、耐震化を優先するという選択肢はないと

考えて今日まで議会の皆さんとともに進んできたわけでございます。

また、統合中学校早期建設に向けて、町民の合意を得るための方法等につきましては、現在、議会において中学校建設特別委員会が組織され、建設場所や建設時期等の計画の重要事項については、鋭意検討されているところであります。特別委員会の今後の審議過程に合わせ、適切な時期に住民説明会を開催し、町民の方々の御意見を拝聴し、御理解を得ながら合意形成に努めていきたいと考えてきたわけであります。

最後に、開発許可事務についてであります。本町において霊園を開発しようとする場合には、宝達志水町墓地、あるいは埋葬等に関する法律施行細則の規定に従って行うこととなっております。

そして、この細則には、霊園の開発申請時に添付すべき書類として、申請地の自治会すなわち区の同意書並びに近隣住民、あるいは施設の経営者または管理者の同意書が規定されているところから、御質問の土地に限らず、本町における霊園開発に際しましては、すべてにおいて地元の同意が必要であると考えておりますので、御理解賜り、それぞれ詳細につきましては、各担当課長から、あるいはまた教育長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

議長（金田之治君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 12番 小島議員の御質問にお答えいたします。

質問の内容は、中学校建設に当たりまして、建設の問題を町の財政の都合で統合を押しつけるやり方が出ているのではないかと、こういう内容でございますが、統合中学校建設に至った理由は、単に町の財政管理上の利便性のために統合との結論に達したものではありません。今ほど町長答弁にもあったとおり、本町の各界各層、各機関の代表による検討委員会において、主として2つの理由から統合中学校の建設を決定いたしておるわけでございます。

1番目の理由であります。耐震に配慮した学校づくり、この点につきましては、この後、学校教育課長が説明をいたします。私のほうからは、もう一つの理由であります生徒減と教育の成果に関して説明をさせていただきたいと思っております。

中学校がより効果的な教育活動を展開するためには、教科の学習はもとより、スポーツ・文化の部活動においても、ある程度の生徒数と教員数が確保されなければなりません。しかるに、今後の生徒減傾向において、特に激しい志雄中学校の場合を見ますと、今年度

に生まれた新生児が中学1年生になる平成33年度においては、1年生、36名、2月、3月生まれは推定の中に入っています。2年生、47名、3年生、38名とこういうぐあいに想定されるわけでありまして。したがって、全校生徒数が121人、こういう小規模校になってしまうわけでありまして。また、教員の数も、現在の12名から7名に減少することが、教員配置基準から想定されるわけでありまして。

このようになりますと、部活動においては部の数の制限を余儀なくされ、また、指導者の確保も困難になる。生徒の興味・関心、特性に対応して活力のある学校づくりを目指すことは難しくなると思います。

また、学習指導面においては、中学校では教科担任制を敷いております。教員の数が少ないと、専門の教諭を主要教科に配置できない場合も起こるわけでございます。そうしますと、学力の低下が大変心配されるわけでありまして。

中学校施設整備検討委員会では、本町の未来を担う子供たちが知・徳・体ともにすぐれ、たくましく育っていくためには、最低1学年3クラスを確保し、集団を通して互いに切磋琢磨する旺盛な学びの場を設定してやることが何よりも大切なことであると、そういう結論に達し、統合中学校建設を衆議一決したわけでありまして。

そういう意味でありますので、小島議員におかれましてもこの建設理由に御理解をいただき、統合中学校建設に対し、御協力いただきますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（金田之治君） 企画財政課長 太田永作君。

〔企画財政課長 太田永作君 登壇〕

企画財政課長（太田永作君） 12番 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、雇用破壊の問題についての1点目のお尋ねで、本町の誘致企業数でございますが、旧志雄町では7事業所、旧押水町では2事業所、合併後では2事業所の合計11事業所がございます。

次に、半島振興対策実施地域に指定される3つの要件でございますが、1つに、2つ以上の市町村の区域から成り、一定の社会的・経済的規模を有する地域であること。2つ目に、高速自動車国道、空港等の高速輸送に係る施設、その他の公共施設の整備について他の地域に比較して低位にある地域であること。3つ目に、産業の発展の程度が低く、雇用の増大を図るため、企業の立地の促進等の措置を講ずる必要がある地域であること。以上3項目が対象実施地域の要件でございます。

次に、3点目の労働者を解雇する企業側の条件は何かとの御質問でございますが、解雇の手續に関して、労働基準法第18条の2で「解雇は客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効とする」と定めてあります。したがって、使用者が労働者を解雇する厳しい制限があります。

特に、整理解雇につきましては、労働者に落ち度もなく解雇されることから、効力の判断として次の4つの要件が挙げられております。1つ目に、人員削減の経営上の必要性。2つ目に、整理解雇回避義務の実行の有無。3つ目に、合理的な整理解雇基準の設定と公正な適用。4つ目に、労使間での協議義務の実行でございます。また、法第20条で「一部の例外を除き、解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない」と定めてございます。

次に、3つ目の開発許可事務の問いでございますが、平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行に伴い、開発許可に関する事務については、自治事務として整理されたところでございます。

また、平成19年11月30日施行の都市計画法の改正では、公共機関が行う開発行為も許可が必要になったかにつきましては、改正前は国、都道府県、指定都市等、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づく事務処理市町村が行う開発行為は、許可を受けなくてもよいことになっておりましたが、法改正により許可が必要となったところでございます。しかしながら、都市計画法第34条の2第1項では、開発行為の特例として、国の機関または都道府県等との協議が成立することをもって、開発許可があったとみなすとも規定されております。

いずれにしましても、本町は自治法に基づく事務処理市町村ではありませんので、法改正前から開発許可が必要となっております。

次に、宝達志水町土地利用指導要綱は、町内での開発行為を規定しているのかという御質問でございますが、この要綱は、あくまでも本町内における開発行為に関してのみ規定するものであり、無秩序な開発を防止するためのものであります。

次に、開発行為の了承事項に、開発行為にかかわる区長の意見が重視されるのかという御質問でございますが、この土地利用指導要綱は、安全で良好な地域環境の保全を図るために町で制定しているものであります。しかし、町の健全な秩序ある発展のためには、開発行為区域に関係する区民の同意が必要条件であると考えており、その区民を代表する区長の意見は、尊重されるべきものと認識しております。



確かに、小島議員の御指摘のとおり、土地利用指導要綱第17条では、地方公共団体は適用除外団体であります。しかし、これは、事業計画を添えて協議する開発行為協議書が必要でないということだけで、町が開発行為を行う際には、さきにも述べましたとおり、安全で良好な地域環境の保全を最優先すべきものと認識しており、したがって、町民の理解、同意をもって開発行為がなされるものと考えており、御理解を賜りたいと存じます。

議長（金田之治君） 学校教育課長 松田正晴君。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

学校教育課長（松田正晴君） 12番 小島議員の御質問にお答えいたします。

中学校建設について、どのような方法により町民の意見を集約したのかと、あわせて早急な改修が必要なのではないかと、こういう御質問であります。一部町長答弁と重なるところがありますが御了承願いたいと思います。

まず、中学校の統合につきましては、合併協議会のまちづくり計画において、今後の少子化によります生徒数の減少、また、施設の老朽化、加えて建物の耐震性能の問題等に対応するため、押水、志雄両中学校の統合に取り組むことが本計画書で初めて明記されたわけでございますが、このことは、議員御承知のように、2町合併当時の懸案事項であり、新町建設の重要課題でもあります。

本町の中学校施設については、両中学校とも既に築後40年以上を経過しておりまして、その老朽化が指摘される一方、耐震強度についても耐震強度を満たさない建物であると診断を受けております。

端的に申しますと、志雄中学校の校舎は、耐震基準を満たすコンクリート強度が既にないと。他方、押水中学校の体育館については、補強に値しないとの厳しい判定がされており、耐震化は不可能な状況にあります。

このようなことを踏まえ、町は将来の中学校施設のあり方を総合的に判断したいと。そのための方法として、平成19年6月に、社会教育委員議長、子ども育成会会長、中学校PTA会長、校長会会長、中学校長に区長会、町議会、教育委員会の代表者にも加わっていただきまして、中学校施設整備検討委員会を立ち上げまして、町の中学校施設の現状と将来を展望し、耐震化問題も含めて、どのような方法で整備していくかの検討を行ったわけでございます。その結果、今後の教育ニーズに適した教育機能の維持・活性化を図るためには、両中学校の統合は避けられないとの結論づけがされ、新設統合が答申されたわけでございます。

この問題は、将来の町の教育基盤を左右する大きな問題であることから、その検討をより専門的な組織機関にゆだねることとして、町民個々のレベルでの意見集約等々の方法は採用していません。中学校施設整備検討委員会と公共施設等統廃合検討委員会の2つの検討機関で、大所高所の審議を経て承認されたものであると、尊重すべきものと考えている次第でございます。

現在、国を初めとして、学校施設の耐震化を含めた早急な対応が各自治体に求められていることは、御案内のとおりであります。しかしながら、両中学校の耐震性能は、総じて極めて劣悪であります。仮に、それぞれの中学校を現状のまま耐震補強を施すとしたしましても、その事業費は、正確な試算はしてありませんが、耐震化と大規模改造の両工事を合算しますと、10億円をはるかに超える金額を要すると想定されるところでございます。

既に志雄中学校の校舎及び押水中学校の体育館は、耐震補強が不可能と判定されております。その当該建物のみを新築するといった方法論も、極めて困難な選択肢であると考えられますので、御理解いただきたいと思います。

議長（金田之治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 2点、再質問いたします。

1点目は、町民の雇用問題です。

さっき町長の答弁で、町が行った優遇制度を返却してもらおうときには、不正とか詐欺があった場合というふうに言われましたけれども、これでちょっとお聞きしたいんですけども、町で大きな企業も誘致しているんですけども、それではお聞きしますが、その企業が内部留保をこの数年間でどんどん蓄えてきて、しかも株主への配当をどんどんふやしている。今回もふやしている。それで、町の優遇制度も受けて人員整理を今する。これは町長のお考えでは不正に当たらないのかどうか。ここをお聞かせください。

2点目は、中学校の建設の問題です。

私がこれをお聞きしたのは、何をお聞きしたかということ、住民合意の話なんです。統合建設の問題で御質問しましたけれども、さっきも言いましたけれども、きょう議員に配られました諸般の報告というのがありますよね。ここで子浦区のほうから、私が言うたことと同じようなことが書かれているでしょう、財政事情じゃないかと。同じことが書かれているんです。ぜひやめてほしいと、子浦区は言っているんです。

私は、ああこれは子浦区だけの問題じゃないかと、私どもが調査した結果もそう出てい

るんです。これ住民合意が果たしてとられていると思われるかということなんです。教育長が先ほど、財政管理上の理由じゃないよ、2つの理由ですよということを言われました。そうであったとしても、住民がそれを理解しないで、この2つをあくまでも押しつけるつもりなのかどうか。理由は何であれ、とにかくこの2つをのんでもらう、そして統合してもらい、こういう立場なのかどうかということをお聞きしたんです。

この2点お願いします。

議長（金田之治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 12番 小島議員の再質問でございますけれども、先ほど申したとおり、現段階で、誘致企業からそのような行為は聞いておりませんということでございますので、ないことを確認、私が答弁することはできませんので、御了承賜りたいと思います。

議長（金田之治君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 小島議員の再質問でございます。お答えさせていただきます。

この中学校の建設問題については、住民合意をもって進めないのかという御質問でございますが、当然、私どもは住民合意のもとでこれは進めなければいけないというぐあいに思っております。ただ、最初の原案的なそういうものにつきましては、これは先ほど課長説明にもあったとおり、各種の機関、そういうところの専門的な方も交えた委員会で検討していただいた。そういうものをさらに議会の特別委員会のほうで見ていただいて、要するにどういう学校を、いつ、どこで建てるのか。すなわち重要な骨子ですね。こういうものを議会の皆さんに決めていただくと、こういう形で進んできているわけです。

我々は、やはりそれを進める場合には、先にそういうことを実施しておる市町の例もございますので、最初のこの原理原則といえますが、根源から住民の合意を得ようと思ったら、事は非常に進むのに時間を要します。そこで、ある程度の骨子が決まった時点で住民の説明会とか、合意を得るそういう場面は、当然設定されるものだというぐあいに想定はいたしておるわけでございますので、統合にするのか、耐震にするのか、そういう問題につきましては、やはり専門委員会で決定していただいて、その理由を住民に御理解いただくと、こういう形で一般的に進めるのがベターであると、こういうぐあいに私どもは感じておるわけでございます。御理解願いたいと思います。

議長（金田之治君） 12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 2点、再々質問いたします。

誘致企業が労働者をやめさせますと、これ半島振興法違反になるんです。そうしたら、国からもそれはだめだということで何やかや言われます。やめさせるということをしていないですよ。自主的に退職するような形に持っていくというのが実態になっておりますから、それは企業からの報告というものはあるはずがないんです。

ですから、そこはちゃんとやめた方に聞かないとだめですし、その方々がそれを文句を言いに七尾へ行け、羽咋へ行け、金沢へ行けと言うてたら始まらないんです。これはあくまでも町の問題です。町が誘致した企業です。ですから、相談窓口を開いて企業に注意する、こういうのはやめてほしい、こういうことが大事なんじゃないかなと思っているんですよ。そこをもう一回お答えください。

それと、中学校統合の件ですけれども、専門家の検討と町民の意見が違った場合、これは専門家が大事なんや、これに従えという意見に聞こえたんです。私はこの問題で教育長よりも町長ですけれども、住民投票条例、今理解されているかされてないかわからないで進んでいますから、住民投票条例というのがありますから、その住民投票条例を発動して、町長が発動するしかないんです。議会で提案できないんです。町長が発動されてこれを問うという形をとられたらどうでしょう。

この2点、町長にお聞きします。

議長（金田之治君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 小島議員の再々質問ですか、誘致企業の問題でございますけれども、そういった小島議員の質問にあったような方が、対象者がいないと聞いておりますので、いない方を対象に窓口を開設することは考えておりません。

もう一点、住民投票、中学校建設の件でございますけれども、これも現在、中学校建設特別委員会でいろんな審議をしている途中でございます。住民投票をする線はその後の話であって、今の段階では考えておりません。

議長（金田之治君） 以上で、通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

議事の途中でありますので、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時15分から会議を開きます。

午後12時16分休憩

午後1時16分再開

議長（金田之治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 産業建設常任委員会委員長報告

議長（金田之治君） 日程第45 委員長報告を行います。

産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、産業建設常任委員長から審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

産業建設常任委員長（川崎與一君） 委員長報告。

平成20年第4回定例会において、当委員会に付託され、継続審査となっていました請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について、去る1月27日、産業建設常任委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

さきの定例会では結論に至らず、継続審査となっております、ミニマムアクセス米を輸入することにより国内の農業者に及ぼした影響と、米は国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあるとの政府見解について論議されましたが、当委員会では不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます、産業建設常任委員長報告といたします。

#### 委員長報告に対する質疑

議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

## 討 論

議長（金田之治君） 次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

## 採 決

議長（金田之治君） これより採決に入ります。

請願第4号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。請願第4号は採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立少数です。よって、請願第4号は不採択と決定しました。

## 委員会付託

議長（金田之治君） お諮りいたします。議案第1号から議案第39号までの議案39件は、議案審査付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第1号から議案第39号までの議案39件は議案審査付託表のとおり、各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定しました。

## 休会の議決

議長（金田之治君） お諮りします。委員会審査のため、明2月19日から2月24日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、明2月19日から2月24日までの6日間を休会とすることに決定しました。

散 会

議長（金田之治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は2月25日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午後1時22分散会

平成21年 2月25日（水曜日）

出席議員

1 番	萩 山 恭 子	8 番	守 田 幸 則
2 番	柴 田 捷	9 番	北 本 俊 一
3 番	津 田 勤	10 番	中 川 信 夫
4 番	中 谷 浩 之	11 番	金 田 之 治
5 番	川 崎 與 一	12 番	小 島 昌 治
6 番	岡 野 茂	13 番	北 信 幸
7 番	林 一 郎		

欠席議員

14 番 近 岡 義 治

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情報推進室長	田 村 淳 一
企画財政課長	太 田 永 作
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環境安全課長	高 松 守 成
健康福祉課長	柏 崎 三代治
農林水産課長	鍛 治 一 良
建 設 課 長	土 上 猛
上下水道課長	高 下 良 博
学校教育課長	松 田 正 晴
生涯学習課長	源 大 恵



会 計 課 長      中 村 清 康  
志雄病院事務局長      米 谷 勇 喜

議事日程

- 日程第 1      委員長報告
- 日程第 2      委員長報告に対する質疑
- 日程第 3      討 論
- 日程第 4      採 決

(追加日程)

- 日程第 1      同意第 1 号 宝達志水町監査委員の選任について
- 日程第 2      採 決
- 日程第 3      各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

## 開 議

議長（金田之治君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、2月18日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事に入ります前に、2月18日の本会議で配付しました議事日程及び議案付託表の一部において、字句の誤りがありましたので訂正します。その訂正文書は、お手元に配付のとおりであります。

## 委員長報告

議長（金田之治君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

さきに各委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について、特別委員長及び各常任委員長より報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 守田幸則君。

〔病院運営特別委員長 守田幸則君 登壇〕

病院運営特別委員長（守田幸則君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る2月23日、病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、医師確保に関して従前の方法に加え、新たな方策の検討や経営状況の推移など、多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案4件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。病院運営特別委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 次に、産業建設常任委員長 川崎與一君。

〔産業建設常任委員長 川崎與一君 登壇〕

産業建設常任委員長（川崎與一君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る2月19日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の同席を求めて審査をいたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、広域農道完成に伴う除雪体制について、そして、なぎさ保全事業と漁業者のかかわりや内水面漁業の可能性についてなどに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案第10号、15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げ、産業建設常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任副委員長 萩山恭子君。

〔教育厚生常任副委員長 萩山恭子君 登壇〕

教育厚生常任副委員長（萩山恭子君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

本会期中に開催されました当委員会は、委員長が急用で欠席いたしました。副委員長が委員長の職務を行いましたので、副委員長である私が委員長報告を申し上げます。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る2月20日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、新年度における重点事項の1つである相見保育所建設発注の計画、学校給食におけるアレルギー対策や修学旅行助成金の廃止、そして国際交流の見通しなどに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案12件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（金田之治君） 次に、総務常任委員長 岡野 茂君。

〔総務常任委員長 岡野 茂君 登壇〕

総務常任委員長（岡野 茂君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る2月23日、総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

委員会では、税徴収力の強化やケーブルテレビ事業の人的な充足、そしてごみ袋の有料化、集落管理建物の火災保険料負担についてなど、厳しい財政状況での多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案12件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告を申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、総務常任委員長報告といたします。

議長（金田之治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わ

ります。

## 討 論

議長（金田之治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました平成21年度当初予算案及び条例案についての反対討論を行います。

反対する議案は、議案第1号、2号、4号、5号、6号、7号、8号、9号の各平成21年度予算案、条例案では、議案第21号、23号、24号、27号、29号、30号の計14件です。その他、25件の議案には賛成いたします。

OECD、経済協力開発機構は、昨年10月、OECD諸国における所得分配と貧困という報告書を発表いたしました。この報告書によりますと、日本の相対的貧困率は14.9%であり、OECD加盟30カ国中、メキシコ、トルコ、アメリカに次いで第4位、先進諸国の中では第2位です。このOECD基準に照らすと、日本は2,000万人の人々が相対的貧困の状態にあると指摘されたのであります。発展途上国への経済援助を行うことなどを目的につくられた世界の資本主義国などが組織している国際機関が、日本国民の6人に1人が相対的貧困状態だということを発表したのであります。

世界で1位、2位の経済力を誇るアメリカと日本が貧困率でも競い合っているのはなぜでしょうか。それは、OECD報告書が明確に指摘しています。ドイツやイギリス、フランスなどは当初所得の貧困率は日本より高いにもかかわらず、所得の再分配、つまり税金の徴収や使われ方によって貧困率が大幅に低められているのです。同じ資本主義国でありながら、日本やアメリカは欧州諸国と比べて国民生活に使われる税金が少ないこと、社会保障制度が劣悪であることが貧困率を高めています。

言いかえれば、国民生活を優先しないでアメリカ言いなり、大企業中心という自民党・公明党政治の責任が貧困率を高めていることは、余りにも自明であります。その自民党・公明党政治が国政だけでなく、地方への交付税の大幅削減と国庫補助金の廃止、合併の約束への裏切りなどを行い、地方を混乱に陥れています。我が宝達志水町も例に漏れず、合併後、毎年毎年、約1億円ずつの交付税の削減がされているのではないのでしょうか。ただ、

我が町の財政逼迫の原因は、国の政治によるものだけに解消することはできません。ここ10数年間の我が町の無駄な土地の購入や、財政状況を省みない無駄な公共事業の執行とその蓄積が、今の劣悪な財政状況をつくり出してきている事実を免罪することはできません。

近年でいえば、羽咋市では500万円で施工されたと言われているケーブルテレビ事業の施設整備が、宝達志水町に来ると10数億円も使って行われたというのは、異常としか言えません。町民からは時間がたつにつれ、町民の利益よりも一体何が優先されたのかと疑問の声が上がっています。

もちろん、私はこの異常な高額なケーブルテレビ事業の予算に反対いたしました。このように、はっきりしているのは、今の大変な町財政をつくってきたのは町民ではありません。だから、財政事情を理由に町民の暮らしの予算を一方的に削ることはあってはならないことでもあります。削るならば、この大変な財政にしてきた側が、町民への納得を促す誠意ある努力が必要なのではないでしょうか。ここへの深い反省と情報公開を抜きにして、町民と役場と議会とが一体となった協働のまちづくりを進めることはできないのではないのでしょうか。

ところが、今回の平成21年度予算案は骨格予算とはいいますが、各種団体への補助金5,000万円が削除されたり、子育て世帯に負担を強いる修学旅行の補助金や就学援助の削減がされています。また、宝達志水町の大事な産業であり、今後、就労人口を政策的に増大させていくべき漁業振興の補助金が削減されています。また、一般質問でも指摘しましたが、いわゆる2009年問題に対応できない予算となっております。人任せにしないで、町民の一番身近な行政機関が緊急の調査と対応を求めるものであります。

平成21年度国保会計予算案についてであります。国保税が値下げできるのは後期高齢者医療制度による国保会計への歳入の大きな増額により明らかであります。一刻も早く行うことを求めるものであります。

平成21年度介護保険会計案についてであります。来年度4月1日より介護認定のやり方が変わります。全国では、新年度のやり方で介護判定をすると、5分の1から4分の1の方が介護度が軽度になり困ったというサンプル結果が出てきております。厚生労働省の動き待ちにしないで、これに対応する対策を緊急に行うことを進言するものであります。

平成21年度上下水道会計予算についてであります。本会議で私が質疑した答弁がまだ来ておりません。一体、一般会計に上下水道への国からの交付金が幾ら入っている予定なのか、本会議で文書で正確な答弁をすと言っておりましたが、まだ来ておりません。議

会軽視も甚だしいと指摘せざるを得ません。町長が議案提案理由説明で述べられた地方公営企業のあり方に基づいて、交付税算定額どおりの上下水道会計への支出を求めるものであります。

条例案についてであります。

議案第21号の反対理由ですが、町職員は、先ほどから言っておりますが、町財政逼迫の責任者ではありません。交付税削減の責任と無駄な公共事業推進の責任をこんな形とする必要はありません。

議案第23号ですが、企業は、町の立地促進の諸条例を意識して進出するわけではありません。大きな企業ほど利潤追求の都合で当所に来るにすぎません。一方、そんな誘致企業が派遣切り、従業員切りを計画していることが新聞紙上でも明らかであります。新たな促進策は必要ないことを指摘します。

議案第24号ですが、のらんちゴ－廃止の議案であります。本来なら、のらんちゴ－の有効活用、充実した活用が求められると思います。ほか、町民利益に反する条例案に反対します。

最後に、先ほど収賄事件についての報告説明会がありました。中身は秘密会となったので、私は言えません。そのため、私の見解を言いたいと思います。元収入役はどんないい人であっても懲戒解雇すべきであります。これが、21年度に町民と議会と行政が信頼し合い、手を携えて、この荒波を乗り越えていく必要条件になることを最後に指摘し、平成21年度予算案討論を終わるものであります。

議長（金田之治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

## 採 決

議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第1号 平成21年度宝達志水町一般会計予算及び議案第2号 平成21年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算の議案2件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

両案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号及び議案第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第1号及び議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第3号 平成21年度宝達志水町老人保健特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第4号 平成21年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算から議案第9号 平成21年度宝達志水町下水道事業会計予算までの議案6件を一括して採決します。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第4号から議案第9号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第4号から議案第9号までの議案6件は委員長報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第10号 平成21年度国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。



議長（金田之治君） 次に、議案第11号 平成20年度宝達志水町一般会計補正予算（第7号）から議案第18号 平成20年度国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第3号）までの議案8件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第11号から議案第18号までの議案8件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第18号までの議案8件は委員長報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第19号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第20号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決します。

両案に対する委員長報告はいずれも可決です。議案第19号及び議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号及び議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案21号 宝達志水町一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第22号 宝達志水町公共施設統廃合検討委員会設置条例を廃止する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第23号 宝達志水町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例について及び議案第24号 宝達志水町巡回バス事業に関する条例を廃止する条例についての議案2件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第23号及び議案第24号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第23号及び議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第25号 宝達志水町JR乗車券類購入基金条例を廃止する条例について及び議案第26号 宝達志水町共同福祉施設条例を廃止する条例についての議案2件を一括して採決します。

両案に対する委員長報告はいずれも可決です。議案第25号及び議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号及び議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第27号 宝達志水町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第28号 宝達志水町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてを採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 議案第29号 宝達志水町長寿祝金条例の一部を改正する条例について及び議案第30号 宝達志水町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

両案に対する委員長報告はいずれも可決です。議案第29号及び議案第30号の議案2件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第29号及び議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

議長（金田之治君） 次に、議案第31号 町道路線の廃止についてから議案第39号 町道路線の認定についてまでの議案9件を一括して採決します。

本案に対する委員長報告はいずれも可決です。議案第31号から議案第39号までの議案9件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第39号までの議案9件は委員長の報告のとおり可決されました。

## 日程の追加

議長（金田之治君） お諮りします。ただいま同意案件1件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

## 町長提出議案の上程・説明

議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） ただいま、今定例会提出全議案につきまして可決賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

それでは、今定例会に追加にて提案いたします案件1件につきまして、御説明申し上げます。

同意第1号 宝達志水町監査委員の選任についてであります。

委員には、宝達志水町河原又204番地、山上達郎氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

## 採 決

議長（金田之治君） お諮りします。同意第1号は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第1号は質疑、討論を

省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

それでは、同意第1号 宝達志水町監査委員の選任についてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（金田之治君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉議・閉会

議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後4時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 中 川 信 夫

署名議員 小 島 昌 治